

平成25年(ワ)第478号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 90名

被告 東電株式会社, 国

## 原告第19準備書面

(東電準備書面(3)への認否)

平成26年8月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克昌



外

被告東電の平成26年6月6日付準備書面(3)(中間指針等の位置づけ及び被告東電が裁判外で実施している賠償の概要)に対する認否は、以下のとおりである

### 第1 「第1 はじめに」について

上記準備書面の構成の概要を述べたものであるので、認否の対象ではないものと思料する。

### 第2 「第2 我が国の原子力損害賠償制度について」について

#### 1 「1 原賠法の位置付け及び原子力損害賠償紛争審査会の役割について」について

概ね認める。

2 「2 本件事故における審査会の設置と中間指針等の策定・公表」について  
第1段落は概ね認める。ただし、平成23年4月11日付で設置された審査会の委員として選任された者が、第一線の法学者及び放射線の専門家等であるという評価については争う。

第2段落は認める。

第3段落は概ね認める。ただし、審査会が十分な審議を重ねたという評価、被害の実情を把握した上で公平・適切な賠償の範囲・基準を策定したという評価については争う。

3 「3 被告東電による原子力損害の賠償実施状況」について  
認める。

4 「4 中間指針等の裁判上の位置付け」について

(1) 「ア」について

概ね認める。ただし、審査会の構成員が中立的な専門家であるとの評価については争う。

(2) 「イ」について

概ね認める。ただし、中間指針等が、本件事故による広範かつ膨大な被害の全体像を把握した上で、公平かつ適切な賠償を実現しようとする観点から作成されたものであるとの評価、中間指針等によることにより公平かつ迅速な解決が可能になるとの評価については争う。

(3) 「ウ」について

裁判上の解決の場合をも視野に入れて賠償水準が検討、設定されているものであることは否認し、その余は概ね認める。中間指針等の内容が、裁判上の解決規範として十分に合理性・相当性を有するものとなっているとの評価については争う。

(4) 「エ」について

審査会の定める指針の果たす機能が極めて重要であることは否認し、その

余は概ね認める。

(5) 「オ」について

第1段落のうち、中間指針等が本件事故の賠償規範として既に定着している実情にあることは否認し、その余は概ね認める。中間指針等の賠償基準が裁判上の手続においても十分に尊重されるべきであるとの主張については争う。

第2段落は、認否の限りでない。

第3 「第3 被告東電が裁判外において広く公表を実施している原子力損害賠償の概要について」について  
認める。

以上